

～ 国税（所得税・消費税・贈与税）の申告は、
次の方法により作成・提出してください ～

- ① 自宅やオフィスのPCやスマートフォンから、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、電子申告する
- ② 税務署・税理士による「島嶼地区無料出張相談」を利用し、申告書を作成・提出する
- ③ 国税庁のHP内の「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅のPCなどで申告書を作成・印刷して、書面で提出する
- ④ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」などを参考にして、手書きで自書作成し、書面で提出する
- ⑤ 税理士に作成・提出を依頼する

国税庁では、「所得税及び復興特別所得税」や「個人事業者の消費税及び地方消費税」の確定申告、「贈与税」の申告について、e-Tax を利用していただけるよう、ご案内しています（①の方法）。申告期間中には、メンテナンス時間などを除き、24時間利用可能です。

ご利用には事前準備が必要ですが、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方でも、税務署で発行された「ID（利用者識別番号）」と「パスワード（暗証番号）」により電子申告できます（「ID」と「パスワード」は、芝税務署のほか、②の相談会でも取得できます）、また、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちであれば、ICカードリーダーが無くても、電子申告できます。

国税庁のHP内の「令和元年分 確定申告書特集」の「確定申告作成コーナー」から、画面の案内にしたがって金額などを入力することで所得税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、印刷すればそのまま提出することができます。また、ここで作成した所得税の決算書データを利用することで、消費税（一般課税）の確定申告も作成することができます（③の方法）。

④の方法では、「確定申告書等作成コーナー」より、申告書や届出書などの用紙や記載例、手引きなどを取得できます。また、おもな申告関係の用紙は、村役場でも配布しております。ただし、申告用紙類の税務署の発送が1月中～下旬（予定）になりますので、村役場の窓口では、遅くとも2月12日には配布可能になる予定です。

税務署から、はがきなどの「確定申告のお知らせ」が送付されている方で、申告書を書面で作成・提出される場合には、そのお知らせをもとに、申告に必要な用紙類を、「確定申告書等作成コーナー」や、村役場の窓口で取得してください。

「確定申告のお知らせ」の内容、税務署からの郵送物に疑問がある場合や、「自分が、どんな申告をすればいいかわからない」・「自分は、どの用紙を請求・使用すればいいのかわからない」・「（毎年届いている）申告のお知らせや用紙・納付書が届かな

い」などのご質問がある場合は、芝税務署にお問い合わせください。なお、申告時期が近くなりますと税務署の電話はつながりにくくなります。お早目のご準備をお願いします。

1月中旬から申告期間中に村外に行かれる方は、最寄りの税務署でも用紙の取得が可能です。小笠原村を管轄する芝税務署であれば、相談から申告・納付まで可能です。

申告書等の作成の際には、国税庁HP内の「タックスアンサー」や「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」もご参照ください。電話でも国税に関する一般的な質問や相談ができます（月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで。自動音声案内に従い「1」を押してください）。

【芝税務署 電話相談センター 03-3455-0551】

国税の申告や届出などの書類の提出先は、税務署です。なお、ご本人の希望により、村役場の窓口を持参した場合、「申告所得税」・「個人事業者の消費税」に関する申告や届出に限り、村で仮の受付を行い、まとめて芝税務署に郵送もしています。

芝税務署・東京税理士会による申告相談会が開催されます（詳細については、2月1日発行予定の「村民だより2月号」でご確認ください）。

この相談会は、税務署の窓口が無い村内で、直接税務署や専門家に相談できる唯一の機会ですので、国税の申告や届出などで相談や疑問のある方は、ぜひご活用ください（②の方法）。お早目に準備を行い、必要なものがそろっていれば、相談会場で申告書の作成から提出まで完了します。また、会場内のパソコンを利用すると電子申告が可能です。申告書を書く・計算する必要が無いため、給与所得者の還付申告も容易にできます（①の方法で申告できます）。これから事業を始める方、これからe-Taxの利用（電子申告・納税）を検討されている方などの相談から操作方法などの質問や指導も可能です。

～ 国税（所得税・消費税・贈与税）の納付について ～

国税は、申告した税額を、納税者ご自身で期限（納期限）までに納付していただく必要があります。国税庁ホームページ「国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」・「利用可能金融機関一覧」を、ご確認ください。

※ 国税の納付の案内や納付書を、村役場から個別に送付することはありません。

※ 国税の、村役場の出納窓口でのお取扱い（納付）はできません。

※ 国税の、予定納税額の納付状況や、振替納税の申込み状況は、村役場ではわかりません。

【問合せ先】

●芝税務署● 03-3455-0551

国税に関する一般的な質問などは、自動音声案内に従い「1」を押してください。具体的な個別の届出や申告の相談、届出済・申告済みの内容の確認、予定納税額などの納付状況、振替納税などの申し込み状況などについては、自動音声案内に従い「2」を押し、電話交換手に「個人課税1部門」につなぐようお伝えください。

●財政課税務係● 2-3112

相談会の状況・開催日程、国税の用紙類の村役場窓口での配布状況などは、こちらにお問い合わせください。また、あわせて、「国税について」もご確認ください。